

競争参加者の資格に関する公示

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに九州地方整備局（港湾空港関係）、下関港湾事務所、北九州港湾・空港整備事務所、博多港湾・空港整備事務所、苅田港湾事務所、唐津港湾事務所、長崎港湾・空港整備事務所、熊本港湾・空港整備事務所、別府港湾・空港整備事務所、宮崎港湾・空港整備事務所、鹿児島港湾・空港整備事務所、西之表港湾事務所、志布志港湾事務所、関門航路事務所又は下関港湾空港技術調査事務所が、公募型又は簡易公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）に係る手続開始の公示及び総合評価落札方式に係る入札公告又は手続開始の公示（説明書及び入札説明書を含む。以下「公示等」という。）により発注する業務（以下「当該業務」という。）に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年 3月 7日

九州地方整備局副局長 坂井 功

1 業務概要

当該業務の公示等を参照すること。

2 申請の時期

当該業務の参加表明書又は競争参加資格確認申請書の提出期間とする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条に定める行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）。

なおプロポーザル方式の場合においては、当該業務に係る技術提案書の提出の時までにおいても、随時申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず技術提案書を提出できないことがある。

また競争入札の場合は、当該業務に係る提出期間後においても、随時申請を受け付けるが開札の時（公募型又は簡易公募型競争入札の場合は、参加表明書の提出時）までに設計共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 申請の方法

（1）申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の公示等と併せて入札情報サービス（<https://www.pas.ysk.nilim.go.jp>）により配布する。

ただし、書面により交付を希望する場合は、当該業務の公示等に記載の担当部局まで申込みすること。

（書面による交付時間は、当該業務の公示等に記載のとおり）

（2）申請書の提出方法

申請者は、申請書に当該業務に係る設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受領期限までに必着。）により提出すること。

提出場所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

九州地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理第二係

TEL 092-418-3345

（3）申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け国土交通省東北地方整備局副局長、関東地方整備局副局長、北陸地方整備局次長、中部地方整備局副局長、近畿地方整備局副局長、中国地方整備局副局長、四国地方整備局次長、九州地方整備局副局長。）により、設計共同体としての資格があると決定する。

（1）組合せ

構成員の組合せは、当該業務の公示等に表示された条件を満たす者の組合せであること。

（2）業務形態

①構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

②一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

（3）代表者要件

構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

（4）設計共同体の協定書

設計共同体協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年1月25日付け官会第93号）の別紙1に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

公示等に表示された一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も、2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、上記資格の決定を受けていない構成員が公示等に表示された等級の決定を受けることが必要である。

なお、プロポーザル方式の場合においては、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（競争入札の場合は、開札の時まで（公募型又は簡易公募型競争入札の場合は、参加表明書の提出時まで））に上記資格の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格決定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

（1）設計共同体の名称は、当該業務名を付け「〇〇業務△△・××設計共同体」とする。

（2）プロポーザル方式の場合においては、当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務に係る公示等に表示されたところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。